

## 入札説明書に対する質問回答(第2回)

事業名:国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書添付3	2	第1	2	(3)	⑧	事業者が付す保険等土木工事保険付保条件	地震等危険担保となっておりますが、損害保険会社に確認したところ、「本整備工事業務の工事的物かつ、本件の事業規模を保険対象とした「地震等危険」により発生した損害を担保する保険商品は存在しない。」との回答を得ました。新規に損害保険会社に商品を作成してもらうなどして当該内容を担保する保険契約を結ぶことを計画しなければ評価上、減点対象となるのでしょうか？	地震等危険担保については今回対象外とし、(3)付保条件から⑧を削除します。入札説明書(添付3)事業者等が付す保険等の2.(3)を修正します。
2	入札説明書添付10						入札時積算計算書	入線する電線管理者の要望や埋設物調査結果等の情報が未反映の概略検討図面をもとに作成された積算数量書であると思われませんが、実際に設計の際にはこれらの情報を反映しますので、概略検討から大幅に変わる可能性があります。入線する電線管理者の要望や埋設物調査結果等の情報がないまま入札時積算数量書をもとに概算算出しますが、設計の結果大幅に工事概算額が変動した場合は、事業費の増減について契約変更は認めてもらえるのでしょうか？	事業費の考え方は、入札説明書(添付5)事業費の算定及び支払方法の「第3 事業費の確定」に基づいて行います。
3	入札説明書添付10						入札時積算計算書	入札時積算数量書は、実施方針公表の際に閲覧させていただいた資料をもとに数量を算出しているのでしょうか？その場合、資料と数量に相違があるのですが、どちらを正とみなせばよろしいのでしょうか？	入札説明書(添付10)入札時積算数量書により事業費の算出を行っています。
4	入札説明書添付10						入札時積算計算書	入札時積算数量書に示された工事名、規格、工事数量は工事費算出にあたって変更不可として工事費を算出しなければならないのでしょうか？それとも事業者の責任において変更可として工事費を算出してよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。提案書の内容に関わらず、入札時積算数量書の規格、数量で積算してください。また、No.2の回答も参照してください。
5	入札説明書添付10						入札時積算計算書	実施方針公表の際に閲覧させていただいた資料「工事平面図」は、入札時の工事費算出等においては所与の条件は変更できませんか？それとも事業者の創意工夫を反映することはできますか？	提案書の内容に関わらず、入札時積算数量書の規格、数量で積算してください。また、No.2の回答も参照してください。
6	入札説明書添付10						入札時積算計算書	引込み・連系管:工事価格の6.8%、支障移設:11%など、乗率で見積もり計上している項目は、実施設計作成後の見積り金額で再契約していただけるという認識でよろしいでしょうか？	引込み・連系管、支障移設の事業費は、入札説明書(添付11)見積参考資料に示しています。また、事業費の考え方は、(添付5)事業費の算定及び支払方法の「第3 事業費の確定」に基づいて行います。
7	入札説明書	16	9	(5)	-	-	提出日時	「提出日時:令和元年12月17日(火)午後5時00分ただし、提出締め切り最終日は正午までとする」とありますが、午後5時00分と正午のどちらが締め切りでしょうか。	提出日時は、令和元年12月17日(火)の正午までです。入札説明書の9.(5)を修正します。
8	様式集及び記載要領	-	様式23他	-	-	-	提案書受付番号	各提案書の表紙様式に「提案書受付番号」記入欄がありますが、何を記入すればよろしいでしょうか。	提案受付番号は関東地方整備局にて記載しますので、入札参加者による記入は不要です。
9	様式集及び記載要領	-	様式27-6	-	-	-	入札時積算内訳書	右上「様式名称」欄が「入札時数量内訳書」となっており、中央上部の題名は「工事費内訳書」となっています。中央上部の題名は「入札時積算内訳書」の誤りと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。様式27-6を修正します。
10	様式集及び記載要領	-	様式27-7	-	-	-	工事費内訳書	右上「様式名称」欄は「工事費内訳書」となっていますが、中央上部の題名は「入札時積算内訳書」となっています。中央上部の題名は「工事費内訳書」の誤りと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。様式27-7を修正します。
11	様式集及び記載要領	-	様式27-6	-	-	-	入札時積算内訳書	「(様式27-6)入札時積算内訳書」に記載する工事費の数量及び規格は、「(添付10)入札時積算数量書」の数量及び規格にて計上するものですか。もしくは提案内容に応じて、要求水準書を満たす範囲内で数量・規格を変更して工事費を計上してよろしいですか。	提案書の内容に関わらず、入札時積算数量書の規格、数量で積算してください。また、No.2の回答も参照してください。
12	要求水準書	51	第5	4	(1)	-	-	電線共同溝の鍵管理等は、事業に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
13	要求水準書	1・53	別紙1				事業対象範囲	要求水準書P1およびP53等で、事業対象範囲は延長約1.0km、道路延長約0.5kmとなっておりますが、要求水準書P16の第2 3.(10)に示されている貸与資料では、上り線施工延長758m、下り線施工延長796mとなっております、延長が大幅に異なっております。事業費用についてはあくまで要求水準書記載の延長で見込んでよろしいですか。	事業費の算出は、入札説明書(添付10)入札時積算数量書、及び(添付11)見積参考資料に基づき算出してください。
14	見積参考資料	2	調査	-	-	-	試掘調査	試掘調査の掘削寸法について記載がありませんが、発注者様が見積参考資料でお見込みの寸法より著しく広く(または深く)見込む場合、または狭く(または浅く)見込む場合は、協議による変更の対象となりますか。対象となる場合はお見込みの掘削寸法をご教授ください。	試掘規模は、長さ2m、幅1m、深さ1mを想定しており、著しい変更が生じる場合は協議の対象とします。
15	見積参考資料	2	調査	-	-	-	試掘調査	要求水準書15ページ(9)試掘調査 1)復旧において「復旧は現況復旧を原則とする。」とされておりますが、試掘調査にて掘削した範囲のみに係る1回での復旧として見込んでよろしいですか。もしくは仮舗装後に舗装影響範囲を含めた広い範囲での舗装復旧が必要となりますか。後者が該当する場合、お見込みの復旧幅等をご教授ください。	試掘調査にて掘削した範囲のみに係る1回での復旧として見込んでいます。
16	見積参考資料	2	調査	-	-	-	試掘調査	要求水準書15ページ(9)試掘調査 1)復旧において「復旧は現況復旧を原則とする。」とされておりますが、下り線歩道部の舗装は現況が朱色のカラー舗装となっております。カラー舗装での復旧が必要となりますか。カラー舗装での復旧が必要な場合、お見込みのカラー舗装での試掘箇所またはカラー舗装の面積、および規格をご教授ください。	通常の歩道舗装により事業費を算出しています。歩道舗装の著しい変更が生じる場合は協議の対象とします。
17	入札時積算数量書	16	第2	3	(10)		事業対象範囲	要求水準書P16の第2 3.(10)に示されている貸与資料の案内図等では、キロポストの表示を根拠とした、上り線施工延長758m、下り線施工延長796mとなっておりますが、平面図の各管路および特殊部の旗揚げに記載されている区間長を加算合計していくと、上り線区間長約437～451m、下り線区間長約460～466mであり、大幅な差異があります。入札時積算数量書の土工、管路工、舗装工等の数量根拠は、旗揚げに記載されている数量を根拠にしていると考えてよろしいですか。	事業費の算出は、入札説明書(添付10)入札時積算数量書、及び(添付11)見積参考資料に基づき算出してください。
18	見積参考資料	3	設計	-	-	-	CIMj活用業務	「電線共同溝詳細設計費と道路管理詳細設計費の2.5%を見込む」とありますが、活用業務の内容により、設計変更の対象となるでしょうか。また2.5%表示ではなく、25%ではないのでしょうか。(実際の価格と参考価格と差が大きすぎます)	CIM活用業務については、設計費の2.5%を見込みます。ただし、本事業の目的を達成するために必要な場合は、その効果等を考慮して協議により決定します。 なお、CIM活用の基礎データ取得のため、埋設物地中探査及び試掘調査を計上しています。入札説明書(添付11)見積参考資料の該当箇所を訂正します。
19	見積参考資料	6	工事	-	-	-	CIM活用工事	「電線共同工事(工事価格)と舗装(路面復旧)工事(工事価格)の0.1%を1年あたりとして見込む」とありますが、活用業務の内容により、設計変更の対象となるでしょうか。また0.1%表示ではなく、1%ではないのでしょうか。(実際の価格と参考価格と差が大きすぎます)	CIM活用工事については、電線共同溝工事(工事価格)と舗装(路面復旧)工事(工事価格)の0.1%を見込みます。 ただし、本事業の目的を達成するために必要な場合は、その効果等を考慮して協議により決定します。
20	要求水準書	13	第2	2	(4)	1)	CIMモデルの作成・更新	協議により決定した作成方針、仕様に基づき金額を含めた設計変更の対象となる認識でよろしいですか。	CIM活用業務及びCIM活用工事にかかる費用は、設計費及び工事費の一定の割合を見込んでいます。 ただし、本事業の目的を達成するために必要な場合は、その効果等を考慮して協議により決定します。
21	見積参考資料	9	調整マネジメント				調整マネジメント	各調整マネジメント(設計段階・工事段階・維持管理段階)においてそれぞれ日数をご提示願います。	令和元年度10月4日にHPへ掲示した「入札説明書の一部訂正について」の「添付11 見積参考資料【正誤表】」をご確認ください。